

市第181号議案 横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正

1 趣旨

食品表示法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、中央卸売市場業務規程例[※]（以下「業務規程例」という。）が改正されますので、横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正します。

※ 市場業務条例の変更には卸売市場法の規定により農林水産大臣の認可が必要なことから、農林水産省は全国の中央卸売市場のモデルとなる規程を策定しています。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」）

電子商取引を承認する際の食品表示に関する義務規定の一部を削除します。

3 改正経緯

農林水産省では、食品表示法施行に伴い業務規程例を精査した結果、該当部分が食品表示法において義務付けられている内容であることから削除しました。

横浜市中央卸売市場業務条例においても、業務規程例に合わせて条例該当部分を削除します。

4 施行期日

規則で定める日（平成27年4月1日施行予定）

横浜市中央卸売市場業務条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改 正 案
<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(第1号から第2号まで省略)</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる物品の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第26条第4号イ(1)から(6)までに掲げる物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な物品(アに掲げるものを除く。)であって、市場ごとに、当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) 当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確実であること。</p> <p>ア <u>当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称(加工者を経て出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。)、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるもの</u></p> <p>イ <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち規則で定めるもの</u></p> <p>(第3号から第5号まで省略)</p>	<p>(市場外にある物品の卸売の禁止)</p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(第1号から第2号まで省略)</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる物品の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ市場取引委員会の意見を聴いて当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第26条第4号イ(1)から(6)までに掲げる物品</p> <p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能な物品(アに掲げるものを除く。)であって、市場ごとに、当該市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>(第2項から第5項まで省略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該取引に参加する機会が、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) <u>当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名(食肉にあつては、品種及び部位を含む。)、出荷者の氏名又は名称(加工者を経て出荷される食肉にあつては、当該加工者の氏名又は名称を含む。)、卸売の数量、水産物及び食肉を除く物品にあつてはその等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</u></p> <p>(第3号から第5号まで省略)</p>